

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約は、1979年に国連総会で採択され、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃」を目指すもので、日本は1985年に批准した。同条約は、法制度上の差別だけでなく、社会慣習・慣行における性差別の解消を締約国に求めており、現在189か国が批准している。

1999年には、条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するため、個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書が国連総会で採択された。2026年5月現在、115か国が批准しているが、日本は依然として批准していない。

日本の「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数2025」は148か国中118位であり、先進7か国（G7）の中で最下位に位置している。国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は2024年10月の審査において、日本政府が長年にわたり省庁間研究会を重ねながらも批准の検討に過度に時間を費やしていることへの懸念を表明した。

選択議定書を批准することは、女性の権利を国際基準に引き上げ、実効性ある男女平等の実現に向けた重要な一歩となる。

よって、福生市議会は、国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月19日

福生市議会議長

佐藤弘治

内閣総理大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）様

衆議院議長

参議院議長